

令和5年3月22日

【小林総務課長】 大変長らくお待たせいたしました。

本日は、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、都市計画基本問題小委員会より御出席いただいている方々におかれましては、お疲れのところ申し訳ございませんが、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから、社会資本整備審議会第12回都市計画・歴史的風土分科会を開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただいております国土交通省都市局総務課長の小林でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、令和3年12月に開催しました前回の都市計画・歴史的風土分科会からこれまでの間に、委員の異動がございましたので御報告いたします。

令和5年2月27日付で委員の改選があり、その際、歴史的風土部会長を務められていらっしゃいました池邊委員に加え、金本委員が任期満了により退任され、新たに横張委員と小林委員が就任されました。

また、令和5年3月13日付で委員の改選があり、その際、山田委員が任期満了により退任され、新たに大橋真由美委員が就任されました。

その他の委員におかれましては、令和5年2月27日付でそれぞれ再任されております。

次に、臨時委員の異動につきまして御報告いたします。令和4年10月26日付で内海臨時委員が、令和5年2月27日付で二木臨時委員がそれぞれ新たに就任されました。

なお、本日御出席いただきました委員及び臨時委員につきましては、社会資本整備審議会令に定める定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、事務局の出席者を紹介いたします。

天河都市局長でございます。

【天河都市局長】 どうぞよろしく願いいたします。お世話になります。

【小林総務課長】 佐々木大臣官房審議官でございます。

【佐々木審議官】 よろしく願いします。

【小林総務課長】 五十嵐大臣官房審議官でございます。

【五十嵐審議官】 よろしく申し上げます。

【小林総務課長】 菊池大臣官房技術審議官でございます。

【菊池技術審議官】 よろしく申し上げます。

【小林総務課長】 次に、天河都市局長より御挨拶申し上げます。天河局長、よろしくお願いいたします。

【天河都市局長】 座ったままで失礼させていただきます。本日は、盛土規制法というものをテーマに御議論を賜ればと思っています。

令和3年7月に熱海で盛土が崩れまして、土石流化しまして、大変な被害が起きたということがございました。その後、政府内部で対応を検討いたしまして、令和4年3月29日に盛土規制法案を国会に提出いたしまして、5月20日に成立をいたしました。それで27日に公布されまして、2か月後、5月26日より施行ということになっております。

こうした非常に重い法案でございますので、大体施行には2年ぐらいかかるのが普通でございますが、とにかく早くしなきゃいけないと。人命がかかっているということで、1年で施行するという形で、今、準備をさせていただいております。

それで、その法律の中に盛土対策の基本的な方針というものがございまして、これを主務大臣が定めることになっております。その際に、社会資本整備審議会の意見を聴くという規定になっております。まだ法律が施行されておられませんので、基本方針はまだ当然、案の状態でございますけれども、本日は、その案のものを御紹介をさせていただきまして、それについて御議論を賜ればというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【小林総務課長】 ありがとうございます。

それでは、資料でございますけれども、お手元に議事次第、座席表、出欠リスト、配付資料一覧とともに、資料1から3-2までの資料をお配りしております。御確認いただきまして、過不足がございましたら、事務局までお申しつけください。

また、本日はウェブ併用の会議開催でございますので、幾つか注意点を申し上げます。

ウェブで参加されていらっしゃる委員の皆様におかれましては、t e a m s 上にチャット機能がありますが、今回は使用をお控えいただきますようお願いいたします。カメラは「ON」、音声は必ず「ミュート」にてお願いいたします。御発言される際には、まず、t e a m s 上の「挙手ボタン(「手を挙げる」)」を押していただきますようお願いいたします。現場等の挙手状況を見ながら、司会者・進行者より順次指名させていただきますので、そ

のままお待ちいただければと思います。順番が前後する可能性もございますが、御了承いただけたらと存じます。司会者・進行者より指名された後、「ミュート」を御自身で解除いただき、必ず初めに氏名を述べていただいた上で御発言いただきますようお願い申し上げます。御発言の終了後は、再度「ミュート」の設定をしていただくとともに、「挙手ボタン」を押していただきますようお願い申し上げます。

また、会場にいらっしゃいます委員におかれましては、御発言の際、机上のネームプレートを立ててお知らせいただきますようお願いいたします。司会者・進行者より順次指名させていただきます。司会者・進行者より指名された後、目の前にございますマイクのスイッチを「ON」にしていただき、御発言の終了後はスイッチを「OFF」にしていただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本日は速記者による記録と t e a m s 上の録画・記録機能を使用いたしますので、あらかじめ御了承いただけたらと存じます。

それでは、これより議事に入ります。プレスの方におかれましては、カメラ撮りはこれ以降、御遠慮いただきたいと思っております。カメラ撮りは冒頭のみとなっておりますので、退出をお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、分科会長にお願いできればと思います。よろしくをお願いいたします。

【分科会長】 ○○でございます。どうも皆さん、こんにちは。今日は、委員の改選後最初の分科会でございます。分科会長の選出については、先に書面で実施させていただき、私が引き続き分科会長を務めさせていただくということになりました。ということで、どうかよろしく御協力のほどお願い申し上げます。

審議に先立ちまして、新たな委員等に就任され、本日御出席の方々を最初に御紹介したいと思います。事務局からお願いいたします。

【小林総務課長】 御紹介いたします。

まず、○○委員でございます。

【○○委員】 よろしくをお願いいたします。

【小林総務課長】 ○○委員でございます。ウェブで出席をいただいております。

【○○委員】 ○○です。よろしくをお願いいたします。

【小林総務課長】 ○○委員でございます。

【○○委員】 東京大学の○○でございます。よろしくをお願いいたします。

【小林総務課長】 ○○臨時委員でございます。

【○○臨時委員】 ○○でございます。よろしくお願いいたします。

【小林総務課長】 以上でございます。よろしくお願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。本日の議題は、「盛土等に伴う災害の防止について」、1件でございます。

では、事務局より御説明をお願いいたします。

【小富士推進官】 事務局より御説明をさせていただきます。資料3-2につきましては、基本方針（案）の本文でございますが、本日は資料3-1のパワーポイントの資料に基づきまして、御説明させていただきます。

まず、1ページ目でございます。盛土規制法に基づく基本方針（案）についてございまして、1つ目の丸でございます。盛土規制法においては、国が、国土全体にわたる盛土対策の総括的な考え方や基礎調査の実施方法、規制区域の指定の考え方等について示すことで、各地方公共団体が適確に法律の運用を行えるよう、国土交通大臣、農林水産大臣が基本方針を策定するとしております。

なお、策定に当たりましては、社会資本整備審議会、それから農水省、林野庁の審議会の意見を聴かなければならないとされておりまして、本日分科会で御意見をいただくということになってございます。

右下にございます基本方針につきましては、条文上、2項のところ、基本方針においては次に掲げる事項について定めるということで、大きく4つ内容がございます。1つは、盛土等に伴う災害の防止に関する基本的な事項、2つ目は、基礎調査の実施について指針となるべき事項、3つ目は、規制区域等の指定について指針となるべき事項、4つ目は、そのほか盛土等に伴う災害の防止に関する重要事項となっております。

左のほうに移っていただきまして、基本方針の策定経緯・今後のスケジュール（案）でございます。令和3年7月の熱海の災害を受けまして、令和3年12月に盛土による災害の防止に関する検討会から御提言をいただきまして、それに基づいて盛土規制法の内容を検討しているということでございます。

その後、令和4年5月27日に盛土規制法が公布され、6月以降、盛土等防災対策検討会で基礎調査ですとか区域指定の考え方などの議論を行ってまいりました。それから、昨年9月末に地方公共団体に基本方針の案を公表しております。

続きまして、令和5年に、本日になります。分科会を開催させていただきます。基本方針（案）の事前意見聴取をさせていただければと考えてございます。

この後、4月から5月にパブリックコメントを行いまして、5月26日に盛土規制法の施行、その施行後速やかに分科会の開催などを経て、基本方針の告示というふうを考えているところでございます。

この基本方針（案）につきましては、今御紹介いたしました2つの検討会で議論された内容を踏まえたものでございますが、委員の皆様におかれましては、さらに追記すべき点などありましたら、御指摘いただければと考えてございます。今後、御意見を踏まえて基本方針に反映するものは反映させていただいた上で、パブリックコメントを行う予定でございます。

また、基本方針に追記すべき点以外でも、盛土規制法の運用に当たって留意すべき点ですとか、今後検討すべき点などありましたら、御指摘をいただければと考えてございます。

それでは、内容のほうに入らせていただきます。2ページ目が、1番、盛土等に伴う災害の防止に関する基本的事項ということで、基本方針の1番目の内容を主に御紹介いたします。

3ページ目でございます。まずは盛土規制法の概要ということでございまして、基本方針の位置づけ、盛土等に伴う災害の防止の考え方についてでございます。一番上にございますように、盛土をめぐる現状ということで、令和3年7月の熱海市における土砂災害を契機としております。

中段、制度上の課題とございますが、これまでも宅地造成等規制法、森林法、農地法などによって、一定程度盛土等の開発が規制されてきたところでございますが、各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在するというところでございまして、下の赤点線の囲いがございまして、全国知事会等からの法制化の要望なども受けまして、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要ということで、今回、宅地造成等規制法を抜本的に改正いたしまして、宅地、森林、農地等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法律ということで、今回、法制度ができているところでございます。

一番下にございまして、国土交通大臣及び農林水産大臣が盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定し、その方針の下、都道府県知事等が規制を実施という立てつけになっているところでございます。

続きまして、4ページ目でございます。ここからは、盛土規制法の特徴を大きく4つお示しをしております。1つ目がスキマのない規制ということでございまして、四角囲みの一番上でございます。都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域として指定するというのが骨格となっております。ここでいう都道府県知事等というのは、米印がございしますが、都道府県知事、指定都市・中核市の長ということで、これ以外の市ですとか町村の区域につきましては、都道府県の事務ということになってございます。

規制区域につきましては、2つ矢印がございしますが、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域という2つの規制区域を指定することとしております。

続いて、3つ目の丸でございしますが、都道府県等は定期的に、これはおおむね5年に1回となりますけれども、基礎調査を実施するというところでございまして、この基礎調査というのは、規制区域の指定のために行うというものと、あとは、既存盛土の把握ですとか対策を行うために行う、そういう2つの側面で基礎調査を行うこととしております。

それから、続きましての丸ですが、規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等の許可の対象とするというスキームになってございます。宅地造成等の際に行われる盛土だけではなくて、単なる土捨て行為ですとか、一時的な堆積についても規制対象としております。

一番下、米がございしますが、許可された盛土等については、所在地等の一覧の公表と現場での標識掲出を義務化して、無許可行為の早期の摘発につなげようというふうに考えてございます。

続きまして、5ページ目でございます。2つ目の特徴で、盛土等の安全性の確保ということでございます。一番上の丸ですが、国が災害防止のために必要な許可基準を設定いたします。中段のほうに絵がございしますが、盛土・切土につきましては、擁壁ですとか排水施設の設置、一時的に土砂を堆積するという場合には、近隣との空地の確保、こういったものを許可基準として位置づけているところでございます。

上の箱に戻りまして、2つ目ですけれども、許可に当たっては、土地所有者等の同意、周辺住民への事前周知を要件化しております。

それから、中間検査、完了検査ということで、下の図にございしますが、工事の着手に当たって許可を取っていただくとともに、定期報告ですとか、中間検査、それから最後に完了検査を経ることで、許可基準に沿って安全対策が行われているかを確認していこうとい

うふうに考えてございます。

続きまして、6ページ目でございます。3番目の責任の所在の明確化ということでございます。盛土等の管理責任がどこにあるかということでございますけれども、法律上は盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有するというを明確化しております。ここでいう土地所有者等というのは、土地の所有者、管理者、占有者ということになってございます。

2つ目でございますが、災害防止のために必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令できることとしております。

それから、罰則ということで、罰則が抑止力として十分機能するように、条例による罰則の上限より高い水準に強化をさせていただいているところでございます。

続きまして、法律の概要は以上でございますが、7ページ目、安全対策に関する関係部局間の連携ということで、基本方針の1番目の内容をまとめたものでございます。一番上の箱にございますけれども、盛土等に伴う災害の防止を図るためには、関係部局間で緊密に連携することが重要ということで、国においては、関係府省連絡会議等を通じて連携体制を充実するとともに、地方公共団体においては、盛土規制法所管部局の体制を確立することと、既存法令等による対応も含め、関係部局と連携しつつ、総力を挙げて盛土等の安全対策に取り組むことが重要ということで、その考え方を絵としてお示しをしているところでございます。

それから、右のほうになりますけれども、黄色いところで「不法・危険盛土等の早期発見」ということで、地域の住民の方や関係事業者の方などからの通報ですとか、行政による定期的なパトロール等による監視、そういったものにより早期発見をしていこうということと、速やかな危険箇所対策ということで、行政指導にとどまることのないように、この絵の中段にございますけれども、盛土規制法の運用ガイドラインの整備ということでございまして、不法・危険な盛土があった場合に、どういうふうに行行政手続を経て対策を進めていくべきかという考え方をお示しして、地方公共団体の皆様がちゅうちょなく行政処分等に至れるよう、対応をしてみたいというふうに考えてございます。

続きまして、2番目、8ページ目になります。基礎調査の実施及び規制区域の指定について指針となるべき事項等ということで、こちらは基本方針の2番目3番目の内容でございます。

9ページ目でございます。基礎調査の実施と規制区域の指定の手続ということでござい

まして、一番上の箱にございますが、基礎調査は、規制区域の指定のために必要な調査であり、速やかに基礎調査に着手することとしております。中段にフロー図がございますが、基礎調査を実施し、それをまとめて関係市町村等への意見聴取を行った上で、規制区域の指定につなげていくという流れになってございます。

続いて、10ページ目でございます。盛土規制法における規制区域のイメージということでございます。上の箱にございますけれども、盛土規制法は、盛土等に伴う災害から人命を守るという目的のため、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼし得るエリアを規制区域として指定することとしております。都道府県等においては、本法の趣旨を踏まえ、盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要という点について、基本方針でお示しできればと思っております。

下にイメージ図がございますが、赤いところが宅地造成等工事規制区域で、市街地・集落など、人家等がまとまって存在して、盛土等がされれば人家等に被害を及ぼし得るエリア、もう一つが、特定盛土等規制区域で、青い部分でございますが、市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼし得るエリア、この2つの規制区域の指定を進めていただくことを考えてございます。

続きまして、11ページ目でございます。規制区域の指定に必要な調査の手順ということでございます。宅地造成等工事規制区域につきましては、左上になりますが、市街地・集落など、保全対象がある区域ですとか、その近接・隣接する土地の区域を抽出してまいります。

続いて、右側ですが、特定盛土等規制区域については、市街地・集落等のほか、それら以外の保全対象を抽出した上で、①にございますように、盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって保全対象の存する土地の区域に到達することが想定されるような区域などを抽出いたしまして、その上で、中段（2）にございますが、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除外した上で、（3）にございますように、規制区域の候補区域を設定していくということで、このようにして規制区域を定めることとしております。

続きまして、12ページ目でございます。既存盛土調査のイメージということでございます。これまで御説明していた規制区域内の盛土を許可制にするというのは、新規の盛土に対する対応ということでございますが、箱の中でございます、規制区域内にある既存の盛土等で、災害が発生するおそれのあるものについても、勧告・命令等を行い、安全対策を実施することが求められるということで、基礎調査として、既存盛土の調査を行うこと

を想定しております。

大まかな流れを図に全体像としてお示ししておりますけれども、基礎調査として、例えば、一番左にございますように、既存盛土分布調査ということで、衛星画像を活用したり、現地確認などを行って、盛土等の分布を把握し、速やかに対策が必要という盛土については、真ん中の上、オレンジの部分にございますように、応急対策などを講じて、それ以外の盛土につきましては、必要に応じて、右上の緑色のところがございますように、安全性把握調査ということで、ボーリング調査などを行って、必要であれば安全対策を講じていく。問題のない盛土については、当面の対応が必要なかったり、もしくは経過観察を行っていったりということで、新規の盛土に加えまして、既存の盛土につきましても安全対策を講じていこうということを考えているところでございます。

続きまして、13ページ目14ページ目につきましては、そのような基礎調査ですとか、危険な盛土に対する調査、対策工事等について、地方公共団体の費用を国も支援させていただくということで制度をつくっておりますので、御紹介をさせていただいているものでございます。

続きまして、3番目、基本方針（案）の概要でございまして、16ページ目からでございます。基本方針につきましては、大きく4つの内容で構成をされているところでございます。

続きまして、17ページ目でございます。こちらは、1つ目の内容でございます、盛土等に伴う災害の防止に関する基本的な事項ということでございまして、先ほどパワーポイントのほうで御紹介をさせていただいた内容でございます。主に国・地方公共団体等の役割ですとか連携の重要性につきまして、記載をさせていただいているところでございます。

下から3つ目と2つ目の矢印にもございますが、国における体制の充実ですとか、地方公共団体における連携した対応、そういったところを記載するとともに、下から2番目でございますが、不法・危険盛土等への対応として、平素からの監視、違反行為の早期発見、関係機関での情報共有、違法行為を行った行為者等に対する迅速な行政処分等、こういった考え方をお示ししているところでございます。

続きまして、18ページ目19ページ目でございます。これらは、基礎調査の実施について指針となるべき事項という2つ目の内容でございます。こちらも先ほどパワーポイントで御紹介した内容をまとめているものでございますけれども、冒頭、矢印でございますが、基礎調査は盛土等に伴う災害の防止のための対策を講ずるに当たって不可欠な調査で

あり、速やかに基礎調査に着手するとともに、おおむね5年ごとに調査を行うことが必要、それから、国においては財政面、技術面等の支援を行うということで、考え方、調査の手順等をお示ししているものでございます。

18ページ目19ページ目は、先ほどの説明の重複になりますので、内容は割愛をさせていただきます。

続きまして、20ページ目です。規制区域等の指針となるべき事項ということでございまして、こちらにつきましても、先ほどお示しいたしましたが、1つ目の矢印にございすように、リスクのあるエリアはできる限り広く規制区域に指定することが重要ということをお示ししております。

それ以外につきましては、規制区域の指定に当たっては、土地所有者、事業者等に、法目的や規制区域における規制内容等も併せて周知することが効果的等の記載をさせていただいております。

最後でございますが、21ページ目でございます。4番目のその他の重要事項ということでございます。こちらは、盛土規制法と連携した取組について、1から4までの4点を記載しております。

1点目は、建設工事から発生する土の搬出先の明確化等ということで、22ページ目を御覧いただければと思います。盛土規制法は、盛土等が行われた場合に、安全基準への適合を求める仕組みでございますけれども、そもそもその発生源である建設工事から発生した土を、再生資源として現場内やほかの工事などに適切に利用する、また、盛土等を行う場合も、盛土規制法に基づく許可を受けた場所に行くということが重要となるところです。

このため、特に公共事業については、指定利用、工事の発注段階で建設発生土の搬出先を明らかにすることの徹底ですとか、資源有効利用促進法に基づきまして、建設工事の元請業者に対して、建設発生土の搬出先が許可を受けた場所であることの事前確認を求めるなどの取組を進めてまいろうというふうに考えているところでございます。

21ページ目に戻っていただきまして、2点目3点目は、盛土の中に廃棄物や土壌汚染がある場合もありますので、それらの関係部局とも適切に連携して対処することとしております。

4点目は、盛土工事と一体的に行われるケースがある太陽光発電事業に係る対応で、別途、他省庁で内容を検討されているところでございます。

23ページ目でございます。再生可能エネルギーで発電した電気の買取り制度では、再

エネ特措法に基づく事業計画の認定が必要となりますけれども、その際に、中段の①土地開発前というところにもございますけれども、盛土規制法等の関係法令の許認可を申請要件とするといった対応が検討されているところでございます。

以上のように、このように他法令とも連携して、盛土等による災害の防止を図ってまいろうと考えているところでございます。

資料24ページ目、4番、施行スケジュール等についてということでございます。

25ページ目になりますが、これも冒頭お示しいたしましたように、今後、令和5年5月26日の施行に向けて、今回、基本方針のほうを御議論させていただければと思っております。御不明な点への御質問も含めまして、御審議のほどよろしくお願いしたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

【分科会長】 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、今から御意見、御質問等をいただきたいと思えます。どなたからでも結構でございますので、オンラインの方は挙手機能を使っていただいて、こちらの方は名立てを立てるとするのが慣例のようでございますので、お願いいたします。どなたからでも結構です。いかがでしょうか。特にいらっしゃいませんか。

〇〇委員さん、お願いいたします。

【〇〇委員】 御説明どうもありがとうございました。幾つかございまして、ぜひくれぐれも国土を網羅していただいて、漏れがないように、しっかり網がかかるようにしていただきたいというふうなお願いです。

そして、いろいろと心配なことがあるわけなんですけれども、例えば、一つ、土地を知ることの継承が、地方などは特に過疎化も進んだりして、進んでいるように思うのですが、そこの地域で継承していくことの大切さというようなことも、ぜひこの規制法の中に盛り込んでいただきたいなというふうに思うんです。

例えば、全て調査によってチェックできるかどうかというと、非常に難しいところが現実のところあるような気がして、やはりその土地に暮らしている人たちの中で、いかに危険の予知みたいなのができるかということが大切になるんじゃないかと考えます。

そういうときに、その予知をするために、メディアへの働きかけ、メディアからの周知も大事ですけれども、地域の中でそういう情報が共有されるような、そういうガイドラインみたいなのを示すことができないだろうかということが一つです。

それから、もう一つは、私、道路部会もやっていて、本当に今、インフラの調査というか、基礎調査みたいなのは、多分、地方自治体にもものすごく負担がかかっている、先ほど財政的なこと、それから、技術面での支援ということには触れられましたけれども、そもそもの人的な措置みたいなのに関しては、かなり地方自治体は逼迫している状況ではないかと。その辺りを心配いたします。

とりあえず以上です。

【分科会長】 重要な点を御指摘いただきまして、どうもありがとうございます。

一通り委員から……、一個一個お答えされますか。どちらのほうがいいですか。一通りいただいてからにしましょうか。分かりました。それに関連してという御意見も出てくる可能性がありますので、行きたいと思います。

〇〇委員さんが先に手を挙げられていたと思います。〇〇委員さん、お願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。一橋大学の〇〇と申します。本日は御説明をいただきまして、ありがとうございました。

結論を先に述べますと、御提案いただいている方針というのは、非常に細やかによくできているものなので、賛成をしたいと思っているのですが、2点ほどコメントと、あと1点は御質問をお許しいただけないかと思っております。

まず、コメントの1点目は、冒頭にスキマのない規制を敷くというお言葉がありましたけれども、そのような視点で見ると、今回の盛土規制法の規制のスキームというのは、丁寧な基礎調査に基づいて面的に規制区域を設け、そこにチェックの目を及ぼすという仕組みなのかと思います。面的な把握で隙間の規制は実現されていくという仕組みになっているのだらうなというふうに受け取っております。

また、規制という言葉が使われていますが、実際には規制というよりも、調査の対象になる区域という要素が強いのかと思うのですけれど、そこにあえて規制という表現を用いられているところに、所管庁としてのやる気、積極性を感じております。これが1点目です。

2点目は、基本方針の全体の構造に関わる点なのですが、1から3については、恐らく盛土規制法の基本方針ということで、必ず必要になってくる内容なのだらうなと思います。そこをきちんと書いていただいているということに加えて、4が非常に注目をされるべき項目になってくるのだらうなと思いました。やはり狭い国土ですので、どこかで土が出ると、それをどこかに盛るということになる。そうだとすると、発生源対応という

か、どこで盛るべき土が出るのかというところから網をかけていかなければならないというのは当然のことです。ただし、行政組織の、いろいろな所管とか他省庁との兼ね合い等を考えると、ここはなかなか難しい領域になるのではないかなと思うのですが、それをきちんと4というところで書いていただいているというのが大変素晴らしいことだなというふうに受け取らせていただきました。これがコメントの2点目です。

最後は、質問になるのですが、今日頂いている資料の3-1の中で、基礎調査をした後の結果の共有、情報の共有というところがあります。例えば、11ページから12ページにかけて、最後の部分、それから14ページに、都道府県は基礎調査の結果を市町村に渡して、その後、エリアについてはインターネットなどで公表するという記述になっているようなのですが、先ほど〇〇委員もおっしゃられていた、例えば地域で基礎自治体で何かのガイドラインをつくるとか、そういうようなお仕事をされるときに、この基礎調査のデータ、情報というのは、非常に重要になってくるかなというふうに思いました。ご質問は、この基礎調査自体の情報、データの利用や活用のあり方といったところについて、この方針を立てられるときに、どのような議論があり、どのように考えられていたのか、といったことがあれば、教えていただければと思いました。

以上です。ありがとうございました。

【分科会長】 ありがとうございます。

引き続き〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 上智大学の〇〇でございます。今回からこちらの部会に参加させていただいて、しっかり勉強させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

私からは、何点か、質問と意見の区別がちょっと曖昧なところがあるのですが、コメントさせていただきたいと思います。

先ほど〇〇委員がおっしゃられていたとおり、このたびの盛土規制法に関わる動きというのは、熱海での事件を受けて、非常に迅速に展開していただいて、施行も、一般的な法律の施行スケジュールに比べて非常に早いペースで展開されているということで、国民にとってはとても重要な動きで、非常にありがたいというふうに思っているところでございます。

私から、これはちょっと私の制度理解の不足のところがありますので、御教示いただきたいのですが、今回のこちらの規制区域の指定区域における開発の許可、これは、都道府県知事の権限というふうに御説明をいただきましたけれども、こちらの許可という

のは、これは事務の性質としては法定受託事務になるのか、自治事務になるのか、お伺いしたいと思います。

というのも、許可基準を策定というふうに資料の中にありましたけれども、この許可基準については、全国一律で展開、緩い自治体があって、緩くない自治体があってというようなことは、多分事柄の性質上、好ましくなくて、全国一律にというときに、この許可基準というものはどういう位置づけになるのか。誰が策定するのか。ちょっとそちらを御教示いただきたいというふうに思いました。許可基準、とても大事になってくるのではないかとということで、お伺いします。

次に、この規制区域の指定に関わる点につき、こちら質問ということになるでしょうか、伺わせください。都道府県がこの指定をするという仕組みになっております。一方で、各地域をより詳しく知っているのは市町村であろうということで、市町村からの指定の申出という仕組みが資料のほうにありましたけれども、これ、住民の関与の仕組みというか、そういったものというのとは考えておられるのか。住民については、市町村を通じて都道府県に働きかけるということがイメージされているのか。この住民の位置づけ、こちらを、やっぱり住民としても、指定してほしいと。けれども、指定がかかっていないというような場面もあり得ると思いますので、住民のイニシアチブというのはどういうふうに発揮していけばいいのか。その辺りを御教示いただくと、非常にありがたいかなというふうに思いました。

それから、先ほど既に委員のほうからも類似の指摘があったところではありますけれども、今回の仕組みについては、都道府県に非常に大きな負担がかかる仕組みではないかというふうに思っております。基礎調査等の実施等もありますし、こちらの指定の話もありますし、許可の話もありますし、さらに言うと、代執行体制も充実させる必要がある。代執行については、これ、非常に体制を整えるのが大変な話になりまして、都道府県、それだけでなく、人的資源もカツカツのところ、また、今回のこの分野に限らず、他分野においても、今、都道府県に非常に負荷がかかっている状況ですので、そういった中で都道府県が受け止め切れるのか、ちょっと心配かなというところがございます。

最後に、既にこちらの基本方針（案）については、先取りということで、自治体に一定の情報提供がされている。かなりこれ、施行に大変な話になりますので、できるだけ早い情報提供ということで、基本方針（案）については、自治体に既に一定の情報公開がされているというふうに伺っておりますけれども、現時点までに、自治体側から、例えば、具

体的にこういったことはどういうふうにすればいいのかとか、問合せが来ているかどうか。その辺りの自治体からの問合せ状況などについても御教示いただけると、ありがたいかなと思いました。

以上でございます。

【分科会長】 かなり御質問の数が出てきたので、ここら辺りで一度、吉田さんに可能な範囲でお答えいただいて、それから引き続き御質問いただければと思います。今、挙手されているのが、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員が私の手元で分かりますので、その後、この順番で引き続き御意見いただければと思います。

一度すみません、ちょっとお答えできる範囲でお願いします。

【吉田大臣官房参事官】 ありがとうございます。それでは、幾つかいただいたので、順次お答えしていきたいと思います。

まず最初に、規制区域に漏れがないようにぜひやってほしいといったお話がありました。我々もぜひそういった形で進めていきたいと思っておりますし、この点、公共団体からも幾つか問合せ等々あって、どんな形でやっていくのかといったことは、日々、公共団体とも意見交換しながらやっているという状況でございます。

幸い、先行している公共団体、25団体ほど、今回の補正予算を含めて基礎調査等を今年度から始めている団体があり、そういったところを中心に意見交換させていただいておりますけども、そういった先行している公共団体においては、行政区域のかなり広い範囲でこの規制区域を指定するという方向で検討していただいておりますので、そういった意味では、実際には漏れがないような形で、広く指定されるのではないかと考えてございます。

それから、次に人的措置について、公共団体もかなり人的に資源が逼迫しているところで、一段の手厚い支援をとということだったと思います。これも各公共団体からは強く要請されてございまして、我々も一生懸命頑張ろうと思っております。今回、先ほど説明した基礎調査について、我々としては重点的に支援させていただいて、相当のことをやっていたらこうと思っております。既存盛土調査や、場合によっては、データベースをつくることも基礎調査でやっていただいて、アウトソーシングして、コンサルタント等を使っていただくということをぜひどんどんやっていけたらなと思っております。また、当然、許可や不法盛土対策には、さらにたくさん専門的な知識等も要りますので、そういったところを地盤工学会や専門知識を持っている方々と連携して、体制等を検討していきたいと

思っておりますし、我々国のほうも、本省は当然ですけれども、地方整備局にも体制を整えまして、人的資源、配分をしておりますので、そういった力を合わせて公共団体等を支援をしていきたいと思っております。

それから、土地を知るといふか、災害になりそうなところをのデータを継承したり、知ったりとか、基礎調査で出てきた情報を共有するといった内容の御質問をいただきました。これにつきましても、我々、基礎調査で、特に既存盛土調査だと思いますけれども、危ない盛土等、あるいは少し危険な盛土等、そういったものが出ましたら、速やかに公表していただくことをベースに考えておまして、土地の所有者の方、あるいは周辺にお住まいの方、そういった方にもぜひ知っていただけるように考えてございまして、今、一般の方向けのパンフレットなども作って、そういったこともぜひ関心を持って見ていただけるように取り組んでいきたいと思っております。また、今回、盛土規制法でこういった盛土等に取りかかる場合は、住民周知の仕組みや看板掲出も義務化しておりますので、そういったところでも住民の方の目が、チェック機能が働いて、もし看板もないのに盛土がされているところは、危ない盛土だということになると思っておりますので、そういったものも速やかに情報が上がってくるような仕組みもぜひ検討していきたいと思っております。

あと、今回の法律の事務が自治事務かどうかといった御質問がありましたが、これは自治事務になってございます。許可基準については、それぞれ各県がつくっていくことになってございますが、必要な部分については、政令と省令等で全国一律の基準を決めておまして、それは必ず守ってもらうという形になってございます。

さらに我々、技術的助言という形で、今、マニュアルをつくってございまして、そういったもので一定水準は確保していきたいと考えてございます。

大体いただいた質問はそれぐらいだったと思います。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、引き続き〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 どうもありがとうございます。大きくは2点でございますけれども、1つは、災害防止のために必要な許可基準という中であって、地形・地質等に応じてというふうに記されていらっしゃるけれども、いわゆる気象条件に関してはどのようにここで考えられているのか。それをお伺いしたいと思っております。

恐らく直接的な引き金としては時間降水量ということになるんだと思うんですけども、大体、時間降水量が何年確率の部分までを考えるのかといったような基準を設定される御

予定があるのか、あるいは、どこかに既にそれが設定されているのか、そのことについてお伺いしたいかと思っておりました。

当然のことながら、言うまでもございませんけれども、地形・地質に応じて恐らく何年確率の時間降水量まで考えなきゃいけないとか、あるいは、降水量の基準というのも変わってくるのではないかというふうに思われますので、そこがどのように考慮されていらっしゃるのかというのを一つお伺いしたいと思っておりました。

それから、もう1点は、切土なんですけれども、資料の4ページを拝見しますと、「盛土・切土」ということで、切土という表現が4ページには出てまいるんですが、それ以外のところでは切土という表現が一切出てこないわけですけど、この切土に関しては、今回は全く対象にされていらっしゃるのか、あるいはそこも考慮されているのか、それをお伺いしたいと思います。

というのも、例えば、今申しましたように、一定の時間降水量を超えると、のり面が崩落して、それが結果的に土石流の発生につながるといったようなケースというのも考え得るかと思うんですけれども、そういった辺りまで今回は考えるのか、あるいは、それはまた別の機会にということなのか、そこをどのように考えられているのか。この2点につきまして、お伺いしたいかと思った次第でございます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

引き続き〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。1つ確認なんですけれども、4ページの図を見ていると、これ、都市計画区域の外側も対応するというこの理解でよろしいのでしょうか。これが1つは質問です。

2つ目は、7ページの図を見ていると、それなりに地方自治体と国との連携という形で、住民までも含めてこのような仕組みを考えられていることはとてもいいというふうに考えるんですが、行政指導とか、そういうことを超えて、宅地の取引のときの対応って一体どうなるのか。比較的危険でも安ければいいというふうに考える人たちというのも存在して、結果論として、そういう場所が崩落したりすると、課題になってくる。そうすると、それはある意味、地方自治体からの調整とか、周知とか、そういうことを超えて、本当に土地を買われる人たちへの情報というものをどういうふうに提供していくのかということも少し考えたほうがいいような気がしました。

もちろんそれは盛り込まれていることなのかもしれないんですけども、昔、開発審査を受けた、やったときに、盛土・切土をして造成したものの、上のところの森林を伐採したら流れてきてしまって、建物がそのまま崩落してしまった案件があったので、非常にその辺りが気になるところです。

以上です。ありがとうございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

引き続き〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。〇〇でございます。丁寧な御説明、どうもありがとうございました。私も、本日御提案いただきました方針に賛成いたします。国民の皆さんが、熱海の事件で安心・安全に暮らせるということに大変関心をお持ちに再度なっている中で、大変いち早い対応をしていただいたことを、まず、敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

そして、御提案いただいております、今回の法に基づく盛土等に対する災害の防止に向けた措置というところで、スキマのない規制、盛土等の安全性の確保、そして責任の所在を明確にする、そして、実効性のある罰則の措置という方針にも、私、この方針にも大変賛成しているところでございます。

そのほかで、数点確認したいことがございます。この法の今回規制の範囲ではないのかもしれませんが、改めて自分が住んでいる土地、安全なのかしらと、国民の皆さんが多く御関心を今持っていていただいているところかと思えます。そういう意味では、自分の土地をしっかり調べたい、安全なのかしらということが把握できる体制がしっかり構築されているんでしょうか。それから、場所によっては、地域自らがみんなで管理をしていかなければならない場所もあると思えます。特に今回の法のスキームでは、盛土を造るときにしっかり造りましょうという体制が強化されたイメージがあるのですが、その後しっかり管理をしましょうということに対してどのような体制があるんでしょうか、ということでございます。

特に地域の方々が主体的に管理をしていただくということに対してどんな支援体制があるのかということで、もし既に制度がある、あるいは今後お考えがあれば、教えていただきたいと思えます。

さらに、先ほど〇〇委員がおっしゃられていたことに関連して、今回の法律の改正が、例えば、住宅の売買時の重要事項説明にも影響してくるんでしょうか、という点も確認が

まだできていないものですから、お教えいただきたく存じます。開示する情報も、対象地域だけなのか、対象地域との関係でどのエリアが関わってくるのかという点も、既にお決まりのこと、お考えのことがあれば、ご教示いただきたいと思います。以上になります。よろしくお願い致します。

【分科会長】 どうも御指摘ありがとうございます。

それでは、お待ちいただいていた〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 今回から初めて参加させていただきます〇〇です。よろしく申し上げます。

今回のこの盛土規制法の趣旨、迅速に進められている、ここの点に関しましては、非常にクリアで、あまり付け加えるところはないと思います。新規の規制に関してはいろいろな効率的にできる場所があるかと思いますが、膨大な数として全国に広がっている既存盛土をどうマネジメントするのかという問題に関しては、既存のいろいろな関係する法律、とのすり合わせをはじめとして実施面での課題は山積していると感じております。

〇〇委員をはじめとして意見が出ておりましたが、不動産売買に係るデューデリジェンスを関係する法律でどう規定していくのか、あるいは、急傾斜地問題、そこでの調整の問題とか、実施面で効果的な方法というのをどう考えていくのか。

とりわけ、これから基礎調査をやられるということですから、最初の段階でやはり調査結果をどうシステム化していくのか。今、DXの重要性がいろいろ言われておりますので、当初は盛土の部分だけになろうかと思いますがけれども、残りの部分は将来的に切土とか急傾斜地とか付け加えていくにしても、将来使われるデータのベースになるような、そういう基盤といいますか、それをはじめから想定して進めていただきたいと思います。

実施・管理する立場からいえば、盛土の部分だけ管理するというのは、やはりなかなか効率的に進まないところがあるかと思いますが、将来、盛土を含めて急傾斜地その他、必要な箇所をモニタリングをする方法などを検討していく上での一つの重要な基礎情報を今の段階で整備しておくという視点で進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

【分科会長】 リスク管理全体という視点から御指摘いただけたかと思います。どうもありがとうございます。

今、一応、手が挙がった委員は、私の手元では以上でございますので、もう一度吉田さ

んのほうからお答えいただくとともに、あと、この仕組み、ここまで非常に御尽力いただいた臨時の〇〇先生にもぜひコメントをいただければと思っておりますので、その後でよろしければ、よろしく願いいたします。

【吉田大臣官房参事官】 いろいろ御質問いただきまして、ありがとうございます。

まず最初は、気象条件ということで、降雨の確率をどういう設定にしているのかということでございます。今まさに議論中なので、確定的なことは言えなくて大変恐縮ですが、今、現行が2年ぐらいという感じになってございまして、ちょっとこれは低過ぎるのではないかという御指摘も受けてございまして、今、5年とか10年とか、そういった形で延ばす形で検討してございまして、技術的助言というような形で出そうと考えてございます。

それから、盛土だけかということで御質問いただきました。切土は対象外か否かということでありまして、切土も対象にしてございまして、今回、説明を全く省いてしまいましたけれども、今回お配りした資料の27ページと28ページに、細かい資料で大変恐縮ですが、盛土・切土も両方対象にしてございまして、例えば、盛土でしたら1メートル、切土だと2メートルを超えるようながけが生じるものは対象といったような形になってございまして、若干、程度の差はありますが、切土も対象にしているというところでございます。

それから、都計区域外も対象なのかどうかということで御意見いただきました。結論から言いますと、対象になってございまして、都計区域外、専ら多分、特定盛土等規制区域のほうになるとは思いますが、都計区域外についてもそういった規制をかけて、この盛土については規制をしていくという、そういった形を考えてございます。

それから、宅地の取引、重要事項説明かどうかといったところも御質問を受けました。規制区域がかかっているかどうかというのは重要事項説明になってございますので、規制区域になっている、なっていないといったところは、売買のときに説明していただくということになってございます。

もう一つは、多分、既存の盛土かどうかといったところも御関心があるだろうと思っておりますけれども、そちらは重要事項説明ではないですけれども、基礎調査で既存盛土かどうかといったところは公開しますので、そういった公開しているデータを見に行ってくださいといったことを、不動産売買のときにできないかといったようなことを、今、お願いベースですが、考えているところでございます。

それから、盛土した後の管理、しっかり管理すべきだといったことで御意見いただきまして、これも今、議論しているところでございますけれども、大変難しい課題でございます。そういったところをどうやって管理していくのかといったところを今検討してございます。

類似で、例えば、調整池とか、いろいろ管理している手法もありますので、そういったことを参考に、できるだけ今検討しているマニュアル、ガイドラインの中に、管理のことについても書いていきたいと思っております。そういった体制もこのような方法があるといったようなところをお示しできたらと思っております。

それから、既存盛土のマネジメントも、これも大変重要だという御意見と御質問をいただきました。基礎調査で既存盛土を調べた結果、危険なものとか、不法なもの等々多分出てくると思いますので、そういったものについては、今、不法・危険盛土のガイドラインをつくっているところですが、こういった形でそれをマネジメントして、例えば、行政指導だけではなくて、すぐ監督処分とか改善命令を出して、さらには行政代執行をちゅうちょなく公共団体ができるようなガイドラインを出して、そういった仕組みをつくっていきたく思っております。

それから、基礎調査の中身をデータ基盤化して整備していくべきだといった御意見をいただきました。それも我々、大変重要な御指摘だと思っておりますので、できる限り、そういった基礎調査の中身をデジタル化して、多くの方が見られるように、そういったことについては、意を砕いて、こういったガイドライン等の中に書いていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇先生、お願いいたします。

【〇〇臨時委員】 まず最初に、盛土のことというのは、日本で我々が扱うには、ちょうど担い手がなかった分野なんですね。それで、今回の事故、事件と言ったほうがいいかもしれませんが、私ども、直接的ではないですけど、こういう盛土という事業に対して関わってきた者から言いますと、今回の国交省、あるいは農水省の対応というのは、非常に大変な作業をされたというふうに思っております。それは委員の先生方からもそういう御指摘もあって、私も全く同感です。

ただ、今申しましたように、盛土を扱うというのは、技術的にも非常に難しい材料なん

ですね。それから、いろいろな事業の狭間にあったというのも確かで、特に公共工事はまだ少し財政的な支援というか、バックもあって、対応は迅速だし、割ときちんとできてきたところがあるんですが、民間の工事になると、やはり利益追求と言うと叱られますけど、そこを無視してできない体質になっていますので、やはり法律の範囲内でできることをやってきたんだろうと思います。当然、そういう分野ですので、それに少し不十分さを持って対応する人たちもおられて、今回みたいなところにつながっていったんだろうと思います。

一朝一夕で、これ、十分な対応をするのはやっぱり難しいんだろうと思っています。特に住民の立場からすると、戸建ての住宅に住んでおられたりすると特にそうなんですが、家は自分のもの、いわゆる個別の管理下にあるんですけど、土地はつながっているものですから、ここはこういう大きな問題にかかわらず、相隣関係を調整する機能というのは、民法以外はほとんどないんですね。

いろいろなマスコミ等を通して、いろいろなこういう事件、事故みたいなのは出てくるんですけど、包括的に今回の盛土規制法的な対応をしていくのを端緒にして、日本のこの分野の対応が、インターナショナル、国際的にもやはり主導的な指針になっていくんだろうと思っています。

我々はこういう事故、事件を受けましたけど、やっぱり日本は災害大国なんですね。地震と雨というのは、国際的にもかなりシビアな地域にあります。だから、宅地造成の技術そのものをもって、日本のような現状の基準でも、かなりレベルの高いことを実はやってきているんですね。それでもやっぱり対応できなかったというのは、こういう地形的な特徴もあって、他省庁にわたらないと、完全には全くクリアできないところもありますので、微力ながら、皆さん方の先生方の意見を今日伺いました。ごもっともな意見がほとんどだったと思っています。それは直接、国交省さんなり農水省さんにお伝えしても、すぐ対応できる分野とは違ったところの意見が結構多いんですね。ここは結構幅広に対応していかないと、直接住民さんが安心してというのはなかなか難しい。やっぱりある時期までは、都道府県の負担、先ほど大きくなり過ぎだという御指摘がありました。でも、彼らがやらないと、なかなか始まらないところがありますので、それは国のほうからも、都道府県への御支援、御指導を引き続き可能な限りやっていただければと、関係者としては今思っているところです。

【分科会長】 どうも貴重なコメントをありがとうございます。おっしゃるとおり、非

常に大変なことで、迅速にやっていただいて、なおかつ、やりながら考えないといけないことも結構多いし、あと、海外でも盛土崩壊で結構被害が出ているというのは事実でございますので、そういう意味でも、先進的なものになるというのはおっしゃるとおりかなというふうに思いました。

まだ時間はございます。2回目の質問、まだ御質問されていない方、時間全然オーケーでございますので、さらにとこの御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

手が挙がったのはどなたでしょうか。

【〇〇委員】 〇〇です。

【分科会長】 〇〇委員さん、お願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。私は、全体を拝見して、迅速にきめ細かくてとても先進的なものをおつくりになったので、特にここが問題というのは申し上げるつもりもなかったのに黙っておりましたけれども、最後に小さな点で1つだけ伺えればと思うんですけれども、太陽光だけ特出しされていて、今、実際に太陽光のほかに盛土系で少し気になっているのは、グランピング施設が山の壁面に随分の数、山梨なんかを見ているとできてきております。また、熱海のほうにもできてきているので、ああいったものがこれから多分すごい勢いでまだ増えると思うんですけれども、少しどこかで言及はしておいていいのかなと思っておりましたが、こういう小さい案件はここで言うべきことではないのかもしれないんですが、いかがなんでしょうか。

以上です。

【分科会長】 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

重要なことは既に皆さんに言っていたんですけど、私から追加させていただくとすれば、盛土する側の視点というのがどうなっているのかなというふうなことがあります。今まである意味、こういう規制がないと、安いコストで盛土ができていたわけなんですけれども、こういう規制ができることによって、盛土をする側としては、その挙動がどう変わるのかなとか、負担しなければいけないコストとか、取りうる選択肢とかというのがどう変わるのかなということも考えておいたほうがいいのかないかなと思いました。

熱海のケースもそうかも分からないんですけど、必ずしも性善説で処理できない部分も結構あるような気がしています。こういうルールができることによって、今までと違う、

漏れを無くしたつもりでも、隙間を狙っているいろいろなことをされる可能性はあるので、そういう視点で見たときに何に注意しないといけないのかということも考えておく必要があります。また、そもそも今まで盛土がどこから発生して、どこに行っていたのかという、いわゆるODですよ。それ自体がよく分かっていなかったということもあって、大きな意味での物流ですけれども、そういうのもセットで観察していただくと、いろいろ役に立つことというのが出てくるんじゃないかなと感じた次第です。

本当に委員の先生方おっしゃるように、迅速につくっていただいて、事務局は結構大変だったと思いますし、あと、県の方、市の方は結構戦々恐々とされているところもあろうかと思いますが、なるほどという感じで、先生方、委員の皆様の意見も私伺っておりました。

まだ大丈夫ですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

ということで、どうしましょう。一応、そういうことなので、事務局側からさらに何かございましたら、今後の予定も含めてということかと思いますが、いただければと思います。お願いいたします。

【吉田大臣官房参事官】 ありがとうございます。最初、〇〇先生からいただいたグランピング、我々、決して太陽光だけをターゲットにしているわけではなくて、太陽光がいろいろなところで問題を起しているの、ここで特出しをしておりますけれども、グランピングもそういった課題があるというのは時々聞いておりますので、もちろんグランピングで盛土・切土があれば、全然ないとターゲットにならないですけど、盛土・切土、必ずあるかと思っておりますので、そういったときにはしっかり対応できるような、そういった技術基準等々を考えていきたいと思っております。

それから、〇〇先生からいただいたコストアップというか、その点も多分大きな中身になるかなと。特に宅地をやっていたところの人はあまりコストアップにならないと思いますが、宅地以外に対して、今回、ほぼ宅地と同じような技術基準を適用することになりますので、山の中とか林の中に、何も基準のないところで捨てていた人が、ほぼ宅地と同じような技術基準が課されますので、そういったところはかなりのコストアップになると思っております。

そういったところで、多分、隙間を探してくる人が出るだろうと思っておりますけれども、そういうところで隙間ができるだけないように、我々としてもいろいろな基準等を整理して臨んでいきたいと思っております。

ODというか、そういったこともぜひ建設発生土等々のところと連携をして、しっかりチェックできるように、今後やっていきたいと思っております。

今日は本当に大変重要な御指摘をたくさんいただきまして、特に運用面の部分が多かったというふうに思っておりますけれども、そういったところも十分踏まえて、我々、技術基準等々をつくって運用に備えていきたいなというふうに思っております。5月の基本方針決定に向けて取り組んでまいりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

委員の皆様から追加ございませんか。よろしいですかね。

ありがとうございます。それでは、以上とさせていただきます、本日の議事、終了させていただきます。この後、進行を事務局にお返ししたいと思います。どうも御協力ありがとうございました。

【小林総務課長】 どうもありがとうございました。

最後に、事務局より2点、連絡事項がございます。本日の会議の議事録につきましては、後日、各委員等の皆様に送付をさせていただきます、御了解いただいた上で公開する予定でございます。

また、次回でございますけれども、本年5月26日の盛土規制法の施行期日以降に、再度開催する必要がございます。本日のような対面での開催とするのか、書面での開催とするのかを含めまして、後日、事務局より改めて連絡をさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、第12回都市計画・歴史的風土分科会を終了させていただきます。本日は長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。

— 了 —